

自主防災組織スキルアップ研修
業務委託プロポーザル実施要領

1 業務目的

近年、全国で災害が激甚化・頻発化している中、地域の安全・安心を十分に確保するためには、共助の中心となる自主防災組織の役員等が、十分な防災知識を持ち、地域の災害リスクに応じた防災対策を行う必要がある。

そのため、地域の自主防災組織の役員等を対象とした、防災知識の習得及びスキルアップの機会を設け、地域防災力のさらなる充実強化につなげる。

2 業務概要

(1) 業務名称

自主防災組織スキルアップ研修業務

(2) 業務内容

別紙「自主防災組織スキルアップ研修業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

3 委託費

委託費の上限は2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、参考見積書の金額が委託費を超過した場合は、失格とする。

4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では業務目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 本業務の公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

- (7) 自主防災組織役員等の、防災知識の習得・スキルアップに繋がる事業経験と人材情報を有する者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市総務局総務部危機管理防災課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎5階）

電話：084-928-1228（直通）

E-mail：kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2026年（令和8年）6月2日（火）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年6月16日（火）まで
質問書の受付期間	公告の日から同年6月16日（火）まで
質問に対する回答	2026年（令和8年）6月18日（木）まで 適宜行う。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年6月16日（木）まで
参加資格確認結果の通知	2026年（令和8年）6月17日（水）
企画提案書受付期間	2026年（令和8年）6月17日（水）から 同年6月29日（月）まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）7月3日（金）予定
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）7月9日（木）予定

(3) 実施要領等の配付期間及び配付方法

ア 配付期間

2026年（令和8年）6月2日（火）から同年6月16日（火）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで

イ 配付方法

上記6（1）の場所での交付又は福山市ホームページに掲載

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

2026年（令和8年）6月2日（火）から同年6月16日（火）午後5時00分まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙）を危機管理防災課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに2026年（令和6年）6月18日（木）まで適宜掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）6月2日（火）から同年6月16日（火）午後5時00分まで（郵送の場合は6月16日（火）午後5時00必着）

(2) 提出場所

6（1）の担当課に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時00分まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出物及び部数

次のア～ケ（ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの）の書類を作成し、各1部を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人・団体の概要（様式2）（役員等一覧を添付すること。福山市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。）

ウ 登記事項証明書（登記がある場合のみ、写しでも可）

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し。個人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し）

オ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式3）を提出すること。）

カ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

キ 印鑑証明書（原本）

ク 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ケ 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

コ 誓約書（様式6）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知（様式7）

2026年（令和8年）6月17日（水）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込者の提出者が1者のみ又ははない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）6月17日（水）から同年6月29日（月）午後5時00分まで
（郵送の場合は6月29日（月）午後5時00分必着）

(2) 提出場所

6（1）の担当課に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時00分まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書提出届（様式8） 1部

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について、企画提案書を作成すること。企画提案書は、A4サイズ10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。企画提案書の評価については「10 企画提案書の評価及び評価基準」のとおりとする。

【企画提案書項目】

提案項目	提案内容
実施方針	・ 自主防災組織役員等の、防災知識の習得・スキルアップに繋がる事業経験と人材情報や業務実施に当たっての基本的な考え方や取組のポイント等を記載
実施手順	・ 契約期間を通じた各業務のスケジュールを記載
実施体制	・ 業務運営に係る実施体制（責任者・人員配置・役割分担等）を記載
企画内容等	・ 研修会の実施方法、具体的な内容等を記載（タイムスケジュール等をあわせて記載）
成果目標	・ スキルアップ研修における目標を記載 ・ 目標不達成時の措置を記載

イ 企画提案書（様式9） 8部

ウ 参考見積書（様式10）及び（様式10-2） 1部

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに、自主防災組織スキルアップ研修業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時・開催場所

2026年（令和8年）7月3日（金）

- (a) 開催時間については、後日、企画提案書提出者に通知する。
- (b) プレゼンテーションは市役所本庁舎 5階 多目的室で実施する。
- (c) プレゼンテーションは、オンラインにおいても実施できるものとする。

イ 企画提案の所要時間

- (a) プレゼンテーション 15分程度
- (b) 審査委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

- (a) プレゼンテーション参加者は、他参加者の企画提案の傍聴を不可とする。
- (b) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象から外すものとする。

エ その他

提案書の提出が多数の場合はプレゼンテーションによる審査に先立ち、全提案の中から優れた提案4件を書類審査により選定することとし、その場合は、結果を各提案者に通知する。

(2) 評価基準・評価項目

別表「審査項目及び評価内容」のとおり

(3) 受注候補者の特定

審査会における評価を基に市長が本業務の受注候補者を特定する。

(4) 選定結果の通知

2026年（令和8年）7月9日（木）

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 選定結果の公表

選定結果は速やかに参加者に通知するとともに、福山市ホームページに公表する。

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、書面審査にて受注候補者としての適否を審査する。書面審査において合計得点が5割に満たない場合には、不合格とする。

11 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、審査会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と福山市との協議

により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため契約額が9（4）で提出した参考見積書の額と同額になるとは限らない。

- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格のない者が参加申込をした場合
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 3の委託費（見積限度額）を超えた見積書を提出した場合
- (5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (6) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (7) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとする。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出するものとする。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、審査会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、福山市との協議に基づいて決定するものす

- る。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
 - (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
 - (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、公告や実施要領等の記載内容に同意したものとする。

別表 審査項目及び評価内容

評価項目		評価の視点・判断基準	配点	小計	
組織評価	経営規模 業務実績	企業・団体規模および、自主防災組織役員等の、防災知識の習得・スキルアップに繋がる事業経験と人材情報から妥当性を評価する。	/5	/5	
	実施方針等	運営目的の理解度や業務に対する姿勢について評価する。	/10	/10	
企画提案書内容評価	実施手順	年間スケジュール等から業務の実施手順や業務量の把握について妥当性を評価する。	/10	/10	
	実施体制	当該業務の担当者数や配置、構成等から適切な業務を提供できる実施体制となっているか評価する。	/5	/5	
	企画内容等	的確性	業務の目的に合った企画内容となっているか・成果目標を達成できる具体性があるかを評価する。	/35	/60
		実現性	次の点について実現性を評価する。 ・実現可能な目標であるか。 ・目標に対する根拠に説得力があるか。 ・目標不達成時の措置の記載	/10	
		独創性	専門的な知見に基づく独創性の高い提案となっているか評価する。	/15	
	プレゼンテーション ※書面審査となった場合はこの項目を除き、合計点を90点とする。	プレゼンテーションにおいて、企画提案書の内容が適切に説明されているか評価する。また、説得力や業務への意欲、積極性など取組姿勢についても評価する。	/10	/10	
合計				/100	